

## 定款変更案

(旧)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

(新)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。